

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 当選の効力に関する異議申出に対する決定
		担当課（室）	選挙管理委員会
			目次
			担当課（室）

◎岡山県選管告示第四十三号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）における当選の効力に
関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定した。
令和五年五月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

令和5年5月23日 岡山県公報 号外

決 定 書

岡山県笠岡市中央町 33 番地 5

異議申出人 福 田 玄

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年4月24日付けで提起された、同月9日執行の岡山県議会議員選挙（笠岡市選挙区）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、岡山県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙における当選人坂本亮平候補（以下「坂本候補」という。）の当選を無効とするとの決定を求める旨の申出をしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件選挙における当選人である坂本候補と次点者との得票数の差はわずかに2票であるが、無効投票数が168票ある。その内容の精査、加えて有効とされたものの中に公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものの存在の確認及び公職の候補者の何人を記載したかの確認がしがたいものの存在の確認が必要である。
- 2 本件選挙における選挙立会人が、笠岡市選挙管理委員会の事務手違いにより投票券数枚を毀損したものを有効票としたいとの申出を受諾したが、どのような経緯で毀損したのか、本当に有効にすべきか否かの詳細を確認すべきである。
- 3 本件選挙における選挙立会人より、無効票の中に福田と記載された投票用紙が存在したとのことだが、その取扱いについて有効である可能性があるため、再度確認する必要がある。
- 4 坂本候補の父は、笠岡市議会議員を長期間務めており、坂本候補の有効票の中に坂本候補の父の氏名が記載されていた場合、他事記載となる可能性が否定できないため、その確認が必要である。

決 定 の 理 由

1 本件選挙の経緯及び本件申出の理由

本件選挙は、令和5年4月9日に執行され、同日開催された選挙会において、坂本候補の得票数が4,581票、申出人の得票数が4,579票であるとして、坂本候補を最下位当選人と決定した。

これに対し、本件選挙における候補者である申出人は、同月24日、坂本候補の当選を無効とするとの決定を求め、本件申出を提起した。

この点、当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決、同旨昭和28年2月17日東京高裁判決）とされる。

よって、委員会は、本件選挙における開票事務及び選挙会事務の執行について慎重に調査し、もってこれらの手続及び内容に不正、違法がないかについて厳正に審理を行った。

2 認定した事実

委員会が保有する資料、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により笠岡市選挙管理委員会から提出があった物件並びに法第212条第1項の規定による本件選挙における選挙長、選挙立会人（以下「立会人」という。）及び笠岡市選挙管理委員会事務局職員への出頭及び証言の請求に係る証言から、以下の事実が認められた。

(1) 本件選挙における選挙長及び同職務代理者は、令和5年3月15日開催の会議において委員会が選任した。

また、委員会は、同会議において、法第79条の規定により、本件選挙における開票事務を選挙会事務に併せて行うことと決定した。このため、笠岡市選挙区に係る開票管理者、開票立会人はそれぞれ笠岡市選挙区に係る選挙長、立会人をもってこれに充てられ、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

(2) 立会人となるべき者については、令和5年4月6日午後5時までに、法第76条において準用する法第62条第1項の規定により3名の候補者から届出があり、申出人及び坂本候補が届け出た者は、いずれも立会人に選任された。

(3) 開票事務及び選挙会事務は、令和5年4月9日午後8時15分から、笠岡市民体育センターにおいて執行された。なお、選挙長及び全ての立会人がこれに立ち会った。

(4) 開票は、概ね次の手順で行われた。

ア 全ての立会人による投票箱の施錠の確認を行った後、投票箱開函担当者が、投票箱を開き、投票用紙を開票台に取り出す。開票台に取り出された投票用紙は混同する。その後、投票箱が空になったことを選挙長及び全ての立会人の面前で示す。

イ 開票分類係が、開票台に取り出された投票用紙について、完全有効票は、候補者ごとに設けた収集台に回付し、疑問票、白票及び点字投票（以下「疑問票等」という。）は、審査台に回付する。

ウ 収集台に回付した投票用紙は、点検係が2名以上で1枚ずつ目視により点検し、異なる候補者の投票用紙があれば正しい候補者の収集台に回付し、疑問票等があれば審査台に回付する。点検の終わった投票用紙は、候補者ごとに設けた検査台に回付する。

エ 検査台に回付した投票用紙は、検査係が2名以上で1枚ずつ目視により点検し、異なる候補者の投票用紙があれば正しい候補者の収集台に回付し、疑問票等があれば審査台に回付する。点検の終わった投票用紙は、候補者ごとに設けた計数台に回付する。

オ 計数台に回付された投票用紙は、第1計数係が2人1組で異なる候補者の投票用紙がないか確認の後、計数機により100票単位で計算（最終段階での計算では端数の場合がある。）し、票束になった投票用紙の上に候補者別の有効投票点検票を付し、第2計数係に回付する。

カ 第2計数係に回付された票束は、2人1組で有効投票点検票に記載の候補者名と異なる候補者の投票用紙がないか確認の後、計数機により、有効投票点検票に記載の票数に差異がないか確認する。100票束は第1集計係に、端数の票束は審査台に回付され、端数の票束については、審査係の有効票担当者が選挙長及び全ての立会人の決定を受ける。

キ 第1集計係に回付された票束は、2人1組で有効投票点検票に記載の候補者名と異なる候補者の投票用紙がないか確認の後、有効投票点検票に印刷されたバーコードを読み取ることにより、パソコンの開票速報システムに票数を入力し、集計を行う。集計した票束を第2集計係に回付する。

ク 第2集計係は、第1集計係と同様に集計し、両集計係の集計数が同数であることを確認する。確認後、票束を自由点検台に回付する。

ケ 自由点検台に回付された票束は、候補者ごとに整理し、選挙長及び全ての立会人の自由点検を受ける。自由点検台における各候補者の完全有効票については、1枚の有効投票点検票に選挙長及び全ての立会人が押印することで決定を受ける。

コ 審査台に回付された投票用紙は、まず、点字投票について、審査係が選挙長及び全ての立会人の決定を受ける。また、経験の豊富な職員を充てた審査係が、複数人で有効票、無効票（白票等）、有効か無効か明らかでない票に仕分け、束にし、有効票については有効投票点検票を付し、無効票（白票等）については無効投票点検票を付し、有効か無効か明らかでない票については判定理由を同じくするもの（有効とする候補者の票又は無効とする票）ごとに仕分け、疑問票決定票を付す。いずれの票も審査係が有効票、無効票、疑問票の担当にかかわらず、審査係全体で投票用紙1枚1枚の内容について、意見を出し合いながら点検、検査及び計数をした上で、選挙長及び全ての立会人に判定理由を説明し、選挙長及び全ての立会人がそれぞれ点検を行い、有効投票点検票、無効投票点検票又は疑問票決定票に押印することにより、有効無効の決定を受ける。決定を受けた票束は、審査集計台へ回付する。

すなわち、審査台に回付された投票用紙全てについては、選挙長及び全ての立会人が有効投票点検票、無効投票点検票又は疑問票決定票に押印することにより、有効無効の決定を受けている。

サ 決定を受けた票は、審査集計台に回付され、審査台における票数の集計がなされた後、第1集計係（上記キ）に回付される。

シ 全ての作業終了後、当該開票の結果を含む選挙の結果等を記載した選挙録に、選挙長及び全ての立会人が署名及び押印を行う。

(5) (4)のほか、不在者投票の外封筒を開封する際に、笠岡市選挙管理委員会事務局職員が開封機の使用方法を誤り投票用紙2票を毀損したことが認められる。この2票について、1票は中央部分が縦に完全に切断され、他の1票は中央部分が縦に3分の2程度切断されていたが、いずれの票も記載事項の部分は明瞭に残存していた。これらの票は、それぞれ別の封筒に入れ、封をし、投票箱に入れた後、(4)のアの際に、これらの封筒を取り出し、封を開け、選挙長及び全ての立会人に事情を説明の上、点検を受け、有効票として決定された。

(6) (4)及び(5)の事務はいずれも滞りなく行われ、投票総数、有効投票数及び無効投票数並びに有効無効の得票数が確認された上、得票数の多い者から順に2名が当選人と決定された。

選挙会は、選挙長及び立会人の4名全員による選挙録の審査、署名及び押印を経て、令和5年4月9日午後9時35分に終了した。

(7) 開票事務の執行に当たっては、開票事務従事者及び立会人に対し事前に説明会が行われ、事務の正確性と迅速性を期して、入念な準備が行われた。

(8) その他開票事務及び選挙会事務の適正性、適法性に影響する可能性があるとして特筆すべき事実は認められなかった。

3 委員会の判断

申出人は、坂本候補の当選は無効である旨主張するが、異議申出書において、当該主張を裏付ける、具体的な事実や根拠は示されていない。

そこで、委員会において調査を行ったところ、上記のような事実が認められ、委員会は、当該事実に基づき次のように判断した。

まず、本件選挙における2の(5)の毀損した2票を除く全ての開票は、2の(4)のとおり行われている。すなわち、各票について内容及び枚数の確認が複数回行われ、過誤の防止が徹底されていることが認められる。

また、開票事務従事者及び立会人については、それぞれ事前に十分な知識の習得が図られており、特に審査係は、開票事務の経験が豊富な者を中心として構成され、かつ、これらの者が有効票、無効票、疑問票の担当にかかわらず、審査係全体で投票用紙1枚1枚の内容について、意見を出し合いながら点検、検査を行うことにより、適切に疑問票等の分類が行われるよう徹底が図られていることが認められる。

さらに、完全有効票は、選挙長及び全ての立会人が自由に点検できる状態に置かれ、適宜点検を受けている。完全有効票以外の票は、票の仕分けごとに選挙長及び全ての立会人に回付され、判定理由が説明された上で、その点検を受けている。そして、全ての票について選挙長により投票の効力の決定がなされている。また、選挙録には、選挙長及び全ての立会人の署名及び押印がなされている。

次に、申出人の申出理由について検討する。

申出理由1について、有効票のうち公職の候補者の氏名のほか他事を記載した票が存在した事実は確認されなかった。また、公職の候補者の何人を記載したか確認しがたい票については、疑問票として整理され、2の(4)のとおり、点検、検査及び計数をした上で、選挙長及び全ての立会人がそれぞれ点検を行い、有効投票点検票、無効投票点検票又は疑問票決定票に押印することにより、有効無効の決定を受けている。

申出理由2について、2の(5)のとおり、選挙人が投票用紙を毀損したのではなく、あくまで笠岡市選挙管理委員会事務局職員が開封機の使用方法を誤り毀損したものであり、しかも投票用紙の記載事項の部分は明瞭に残存していた。さらに、選挙長及び全ての立会人に説明の上、点検を受け、有効票と決定されたものである。

この判断は、「切損されていても、用紙の記載事項の部分が明瞭に残存していて、成規（所定）の投票用紙であることを認めるのに支障とならず、また右切損が投票者によつて記号または符号の意味においてなされたと認めるに足る証拠のない場合には、右切損は投票の効力に影響を及ぼさないと解すべきである」

（昭和33年11月11日東京高裁判決）とされるものであり、この毀損した票を有効とした判断に違法又は不当な点があるとは言えない。

申出理由3について、公職の候補者でない者の氏名、1投票中に2人以上の公

令和5年5月23日 岡山県公報 号外

職の候補者の氏名又は公職の候補者の氏名のほか他事を記載したものとして無効とされた投票用紙を除き、無効票の中に福田と記載された投票用紙が存在した事実は確認されなかった。なお、公職の候補者でない者の氏名、1投票中に2人以上の公職の候補者の氏名又は公職の候補者の氏名のほか他事を記載した投票用紙については、疑問票として整理され、2の(4)のとおり、点検、検査及び計数をした上で、選挙長及び全ての立会人がそれぞれ点検を行い、疑問票決定票に押印することにより、無効の決定を受けている。

申出理由4について、坂本候補の有効票の中に坂本候補の父の氏名が記載された投票用紙が存在した事実は確認されなかった。なお、公職の候補者でない者の氏名を記載した投票用紙については、疑問票として整理され、2の(4)のとおり、点検、検査及び計数をした上で、選挙長及び全ての立会人がそれぞれ点検を行い、疑問票決定票に押印することにより、無効の決定を受けている。

その他、申出人又は坂本候補に係る投票の効力の判定について特に疑義を生ぜしめるような事情も認められない。

このように、本件選挙における全ての投票は、適切に確認、点検等がされていると認められる。すなわち、申出人及び坂本候補の得票数は適切に計算されており、申出人の有効票とすべき票が無効票に混入している可能性や、坂本候補の有効票に無効票とすべき票が混入している可能性は考えられない。

以上のとおり、委員会の調査によっても、本件選挙に係る選挙会において、申出人が主張するような得票数の計算に係る違法があり、本件選挙の結果について異なる結果が生ずるおそれがあったとは認められない。

また、上記事実によれば、開票事務及び選挙会事務自体も、十分な配慮がなされた上、適正かつ適法に行われていると認められることから、これを理由とした当選の無効の可能性は考えられない。

4 結論

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張は、いずれも理由がないことから認めることはできない。

よって、主文のとおり決定する。

令和5年5月23日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

委 員 平 松 卓 雄

委 員 西 康 宏

委 員 山 名 千 代